令和８年（フ）第５０３号
広島市西区田方２丁目36番９－204号
破産者　山口須美子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５９２号
広島市西区福島町２丁目８番１－404号
破産者　魚雷堂こと　漆谷　悟志
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６３６号
広島市安佐北区落合１丁目44番７－604号　河原ビルＫ－３
破産者　藤井電機こと　藤井　龍二
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３２号
広島県尾道市向島町6289番地
破産者　木曽　　心
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和６年（フ）第２０７号
広島県福山市新涯町五丁目35番11－306号、旧住所広島県福山市入船町二丁目５番17号
破産者　Ｋａｒａｏｋｅ　Ｄｉｎｉｎｇ貴こと　山口　貴士
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第２０６号
広島県府中市高木町1639－107、住民票上の住所広島県神石郡神石高原町油木乙1972番地２
破産者　惣木　竜太
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第８号
広島県福山市大門町一丁目12番27号
破産者　吉岡　雄太
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１４号
広島県福山市草戸町一丁目25番14号　谷屋アパート10
破産者　福栄塗装こと　滝川　孝幸（旧姓小前）
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１６号
広島県庄原市東本町一丁目11番21号　サン田部Ⅲ104号
破産者　三村　智則
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第３０８号
福岡市城南区片江３丁目21番８－102号　Ｊ・Ｇ・Ｍ福大前
破産者　内山　昭生
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３９３号
福岡県古賀市谷山748番地１　プラチナパレス　Ⅲ202号
破産者　大石麻衣子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８８３号
福岡市南区平和一丁目７番２号　ツインハイツ平和２号棟304号室、住民票上の住所福岡市東区箱崎７丁目15番１－202号
破産者　矢野　文楓
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８８８号
福岡県那珂川市仲１丁目141番地１　ワイオミングⅢタムラ101号
破産者　Ｔｓ．エグザミナこと　高川　　進
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２６４号
福岡市南区井尻１丁目11番23－203号　ウルス・ＪＯＹＯ
破産者　山崎　　悠
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２８７号
福岡市南区長住１丁目１番７－303号　東野興産第一ビル
破産者　小山　慎也
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３２７号
福岡市東区原田１丁目42番５－334号　キャンパスシティ箱崎
破産者　加藤　亮太
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４５号
青森県弘前市大字富野町５番地19、破産手続開始決定時の住所青森県弘前市大字樹木一丁目26番地１　美ら桜３
破産者　川村　尚城
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第６７号
青森県弘前市大字富田町78番地
破産者　竹内　　久
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部